

平成 19 年 10 月 1 日

お 客 様 各 位

三 田 証 券 株 式 会 社
(03-3666-0011)

特定投資家制度に関する「期限日」のお知らせ

平成 19 年 9 月 30 日に施行された金融商品取引法では、お客様を「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（以下「一般投資家」という。）」に区分し、特定投資家に対しては、金融商品取引業者に課せられている行為規制の一部が適用除外となっております。

また、お客様からのお申出により、所定の要件を満たしたお客様に関しては、契約の種類ごとに、特定投資家と一般投資家との移行が認められており、その有効期間は一年間とされております。

しかし、金融商品取引業者がその旨を公表している場合は、一年以内に到来する特定の日を期限日とすることが認められておりますので、弊社は移行後最初に到来する 7 月 31 日（弊社が休業日である場合を含みます）を期限日とさせていただきます旨をお知らせいたします。

なお、お申出がない場合は、期限日後は元の投資家区分によりお取扱いさせていただきますこととなりますので、継続をご希望される場合は、期限日までに再度、移行のお手続をお願い申し上げます。

(2007.10.01)